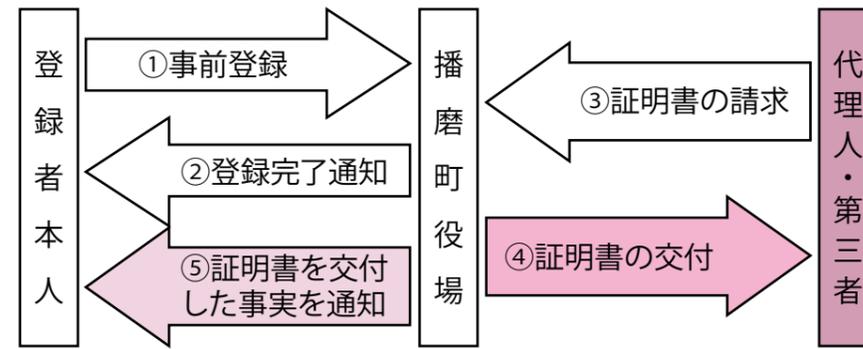


# “本人通知制度”をご存知ですか？

▶問合せ 住民グループ ☎079 (435) 2363



本人通知制度は、住民票の写し、戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合、事前に登録している人限定で、交付した事実をお知らせするものです。証明書の不正所得による個人情報や権利の侵害を未然に防止することにつながります。



「本人通知制度」とは？  
事前に登録した人の(A)住民票や戸籍謄本などを、(B)本人等の代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、(C)交付した事実を登録者本人に通知するものです。

**A通知対象となる証明書**  
登録日以降に発行された下記の証明書が交付通知の対象となります。  
・住民票の写し  
・住民票記載事項証明書  
・戸籍謄本及び抄本  
・改製原戸籍謄本及び抄本  
・戸籍の附票の写し  
・戸籍記載事項証明書  
(それぞれ、消除されたものも含まれます)

**B通知の対象となる請求**  
・本人等の代理人からの請求  
・本人等以外の者(第三者)からの請求  
※本人等とは？  
住民票関係…本人または本人と同一の世帯に属する人  
戸籍関係…本人、本人の配偶者、父母、祖父母など(直系尊属)、子、孫など(直系卑属)  
※本人等以外の者(第三者)とは？  
本人等以外の個人、法人、8士業(弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、弁理士、社会保険労務士、海事代理士)

**C通知される内容**  
・交付年月日  
・交付した証明書の種類と通数  
・請求者の種別(「本人等の代理人」または「本人等以外の者(第三者)」)  
※請求者の氏名や住所などの個人情報は、通知書に記載されません。

## 通知の対象とならない請求

- ・本人等からの請求
- ・国や地方公共団体の機関からの請求
- ・コンビニ交付サービスを利用した証明書の請求

## その他注意事項

- ・本人通知制度は、証明書を交付した事実をお知らせする制度であり、第三者からの請求があった場合に本人に確認を行ったり、請求を拒否する制度ではありません
- ・住所や氏名が登録時の内容から変更になった場合は、登録内容変更の手続きをしてください
- ・次の場合は登録が失効します

## 事前登録が必要です

- ・本人通知制度を利用したい人は、まず事前登録の申請をしてください。
- ・登録費用は無料です。郵送による申請も可能です。
- ※各種申請書などは窓口だけでなく播磨町のホームページなどからもダウンロードできます。
- ▼対象(播磨町で登録できる人)  
・播磨町に住民登録をしている人(過去に登録していた人を含む)

- ・変更の手続きを行わなかったことにより通知書が返戻された場合
- ※海外へ転出された場合
- ※登録者が死亡または失踪宣告を受けた場合
- ・必要書類など 窓口に来る人が、本人か代理人か必要な書類が異なります
- ・本人が窓口で申請する場合は、後の①②をお持ちください
- ・代理人が窓口で申請する場合は、後の①②③④をお持ちください
- ・代理人(未成年者の保護者や成年後見人)が窓口で申請する場合は、後の①②④⑤をお持ちください
- ①播磨町本人通知制度事前登録申請書(申請窓口、ホームページにあります)

- ②窓口へ来る人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、顔写真付マイナンバーカード、顔写真付住民基本台帳カード、その他官公庁署が発行した免許証、登録証のうち本人の顔写真が貼付されたもの)
- ③委任状
- ④登録を希望する人の本人確認書類(コピーでもよい)
- ⑤法定代理人であることがわかる書類
- ▼登録日 登録日は原則、申請日の翌々日となります。登録日以降に交付された証明書が、本人通知の対象となります(事前登録申請後に、登録日や登録内容を記載した「登録完了のお知らせ」を郵送します)なお、登録期間は無期限です
- ▼申請窓口 住民グループ  
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ▼問合せ 住民グループ  
☎079 (435) 2363

## 加古川税務署から税の申告についてのお知らせです

▶問合せ 加古川税務署 ☎079 (421) 2951

### 税の申告書作成会場はニッケパークタウンです

加古川税務署には申告書作成会場を設けておりません。



▶開設期間 令和2年2月17日(月)～3月16日(月)

※土・日曜日、祝日は休止。ただし、2月24日(祝)、3月1日(日)は受け付けます。

▶相談受付時間 9:00～16:00

※混雑状況によっては早めに受け付けを終了する場合があります。

▶申告書作成会場  
ニッケパークタウン 本館1階センタープラザ(加古川市加古川町寺家町173-1)

### ▶注意事項

- 申告書作成会場で申告する場合は、平成30年分の申告書の控え、利用者識別番号の通知(お持ちの人)をご持参ください
- 会場では納税はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください
- 駐車料金は4時間まで無料です(それ以降は有料)

### 申告書などのe-Tax、郵送などでの提出にご協力をお願いします

申告書などは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。

ID・パスワード方式の届け出を済ませている人は、自宅のパソコンやスマートフォンからe-Taxで申告書の送信ができます。

### 個人で事業や不動産貸付などを行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です!!

令和元年10月から、消費税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が始まりました。確定申告に当たっては税率ごとに区分経理をした帳簿が必要になります。

## 所得税及び復興特別所得税などの確定申告書及びその関係書類は、前年の申告内容に基づき、令和元年10月末のデータにより作成していますので、次の点にご注意ください。

- ・申告書に印字されている住所などに変更があった場合には、訂正して使用することができます。
- ・事業所得、不動産所得、譲渡所得、退職所得などがあり、他の申告書などの様式が必要な場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくか、必要な書類を明記のうえ、郵送などにより税務署に請求してください。

## 国税庁



検索

なお、郵送などで請求いただく際には、住所・氏名を記載し必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を併せて送付してください。

何かご不明な点などがございましたら、税務署までお尋ねください。